

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
令和7年度税制改正 のポイント＜所得税＞ ・基礎控除額等の見直し	1
・子育て支援関連税制 ・その他の改正事項	2

今年は少数与党の影響で税制改正の内容が確定する
のに時間がかかり、かつ国会審議において昨年末に公表
された税制改正大綱から内容が変更となりました。

第101号では、この令和7年度税制改正から、個人所得
課税に関する内容を中心に取り上げました。内容に関する
ご質問・ご要望等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ

中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香



令和7年度税制改正のポイント ＜所得税＞

★基礎控除額等の見直し 所得税（^_^）

給与所得とは、給与収入から給与所得控除額（年収に応じて予め定められている金額）を差し引いた後の金額を意味します。給与所得控除額は給与の収入金額が162.5万円までは一律55万円、その後は年収に応じて増加し、上限額が195万円となります。

現在は「給与所得控除額55万円＋基礎控除額48万円」の103万円までが所得税がかからない給与収入の金額となっています。

今回の税制改正により、年収200万円までの者には現行に＋47万円の基礎控除額95万円が恒久的に適用されます。それより上の収入の者に対しては「基礎控除の特例」が創設され、令和7年と令和8年の2年間に限り、年収850万円までの者の基礎控除額を年収別に3つに区分し、現行と比べ15万円～40万円が加算されることになりました。

年収	基礎控除額			対象期間
	現行	当初案	修正案	
～200万円	48万円	58万円	95万円	恒久
～475万円			88万円	令和7年及び令和8年の2年間
～665万円			68万円	
～850万円			63万円	

なお、850万円を超える者には上乗せの基礎控除額の適用はなく、58万円が適用（但し2,595万円超の収入になると段階的に基礎控除額が減額され、2,695万円を超えると0円になります）されます。

自民党HPIにおいても「103万円の壁」Q&Aとして上記の内容が解説されています。

<https://www.jimin.jp/news/information/210090.html>

また、19歳～22歳までの子を扶養する者が受けられる控除が、子の給与収入が150万円までなら満額の63万円受けられるようになります。現行は、子の給与収入が103万円を超えると一切受けられませんでしたので、かなり優遇された制度へと変わります。

大学に進学する学生の奨学金の利用率が5割を超えている現状(日本学生支援機構「令和4年度 学生生活調査」)、及び人手不足問題、最低賃金の金額上昇を踏まえての改正となります。

なお、子の給与収入が150万円を超えても188万円までは、扶養者の親の方で、新たに創設される特定親族特別控除を以下の金額で適用出来ます。

<特定親族特別控除>

子の給与収入	控除額	
	現行	改正後
150万円超 ～ 155万円以下	0円	61万円
155万円超 ～ 160万円以下		51万円
160万円超 ～ 165万円以下		41万円
165万円超 ～ 170万円以下		31万円
170万円超 ～ 175万円以下		21万円
175万円超 ～ 180万円以下		11万円
180万円超 ～ 185万円以下		6万円
185万円超 ～ 188万円以下		3万円

<参考>

今回の「基礎控除額の見直し」に伴い、社会保険の加入義務要件に関し、週20時間以上の勤務時間要件のみを残し、月給8.8万円以上については撤廃する方向で検討されています。

これは令和6年10月からの最低賃金の全国平均が1,055円となっており、週20時間以上働くと自動的に月給8.8万円を超える地域や事業所が増加していることを踏まえての検討案となっています。

近い将来、週20時間以上働く雇用契約の場合には、必ず本人が社会保険に加入する義務を行うことが予想されます(=会社も本人も社会保険料分負担が増加)。

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！

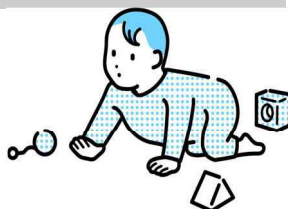
<https://my-naka.com/>

★子育て支援関連税制 (^_^)

年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年度における生命保険料控除の控除額計算の適用限度額の上限が現行の4万円から6万円へと拡充されます。但し、生命保険料控除、介護保険料控除、年金保険料控除の合計適用限度額12万円には変更はありません。

★その他の改正事項 (^_^)

結婚・子育て資金の非課税措置の延長(令和7年3月31日→令和9年3月31日まで)、エンジェル税制の見直し等が予定されています。



税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。